

体験活動推進スタッフ登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）の定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の推進のため、福岡県内で子どもたちのための体験活動を実施する市町村をはじめとする団体（以下まとめて「体験活動実施団体」という。）の求めに応じて、これらの体験活動実施団体での活動に参加する「体験活動推進スタッフ（以下「スタッフ」という。）」の登録及び活動並びにこれらの者に対して県民会議が行う情報提供等について必要な事項を定めるものとする。

(体験活動の種類)

第2条 本要綱において子どもたちのための体験活動とは以下の活動をいう。

- (1) 自然体験活動
- (2) 科学体験活動
- (3) 文化芸術体験活動
- (4) 職場体験活動
- (5) 交流を目的とする活動
- (6) 社会奉仕体験活動

(体験活動推進スタッフの種類と活動)

第3条 スタッフは「子ども体験サポーター」と「子ども体験プランナー」とし、それぞれが従事する活動は次のとおりとする。

- (1) 子ども体験サポーター
体験活動実施団体における子どもたちのための体験活動の運営サポート
- (2) 子ども体験プランナー
体験活動実施団体における子どもたちのための体験活動の企画又は企画サポート
- (3) スタッフ共通
その他県民会議事務局長が必要と認める活動

2 県民会議は、前項各号に規定する活動の情報について、ホームページ、電子メール、SNS等の方法によりスタッフに対して周知する。

(報酬)

第4条 他に定めがある場合を除き、県民会議はスタッフに対して旅費、謝金の別にかかわらず、報酬を支払わない。ただし、スタッフ自身が体験活動実施団体から報酬を受け取ることが妨げるものではない。

(登録)

第5条 県民会議は、以下の各号を全て満たす者から登録を希望する旨の意思表示があった場合、この者を子ども体験サポーターとして登録する。

- (1) 15歳以上（中学生を除く）の者。ただし、未成年者の場合は保護者の同意がある者
- (2) 県民会議と共に福岡県内における子どもたちの体験活動の充実に努める意思があり、このた

めに積極的に活動する者

(3) 子どもたちの体験活動の考え方や手法及び安全管理に関する基礎的な知識を有すると認める者

2 県民会議は、以下の各号を全て満たす者を子ども体験プランナーとして登録する。

(1) 前項各号に規定する子ども体験サポーターとしての要件を具備すると認める者

(2) 子どもたちの体験活動の企画・運営及び実施に関する知識や経験を有すると認める者

3 第1項及び第2項の規定に関わらず以下の各号いずれかに該当する場合は登録しない。

(1) 特定の思想、信条の普及又は宣伝を目的とする者

(2) 虚偽の申請を行った者

(3) 第1条の目的に反する者

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(5) そのほか県民会議が適当でないと認める者

4 スタッフの登録期間はいずれも、登録日から2年を経過する日の属する年度の末日までとし、更新を妨げない。

5 県民会議はスタッフを登録した際は、登録簿で管理するとともに、スタッフに登録番号を通知する。

（登録の更新）

第6条 スタッフは、前条第1項又は第2項による更新を希望するときは、登録期間の終わる日の6月前から2月前までの間に体験活動推進スタッフ登録更新届出書（様式第1号）により県民会議に届け出るものとする。また、この際に登録内容に変更があったときは、その旨を届け出るものとする。

（登録の変更）

第7条 スタッフは、登録内容に変更があったときは、速やかに体験活動推進スタッフ登録変更届出書（様式第2号）により県民会議に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第8条 スタッフは、第5条第4項の登録期間中に登録の取り下げを希望するときは、体験活動推進スタッフ登録抹消届出書（様式第3号）により、県民会議に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合には、県民会議はスタッフの登録を抹消することができる。

(1) スタッフが死亡したとき又はその事実が判明したとき

(2) 第5条第3項に該当することが判明したとき

(3) その他スタッフとしてふさわしくない行為があったとき

（補償手段）

第9条 スタッフとして登録した者は、ボランティア活動保険に加入しなければならない。登録時点において、この者が既に加入している場合を除き、その費用は県民会議が負担する。

(個人情報保護)

第10条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

- (1) 県民会議は、スタッフの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。
- (2) スタッフは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

(免責)

第11条 スタッフ及び体験活動実施団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 スタッフが活動により被った損害や賠償にかかる補償の範囲は、第9条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。
- 3 スタッフの活動不履行により体験活動依頼団体が被った損害について、県民会議は賠償の責を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県民会議事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から実施する。